

【第4号議案】

会員の除名について

■■■■ 会員の除名について

2015年9月4日
日本臨床心理学会運営委員長
谷奥克己

提案理由

2014年3月22日の「号外*日臨心デコ*メルマガ【会費支払い拒否で、不正な役員たちに抗議を！】以降2015年4月17日の間の「会費の『不払いで対抗』しましょう」との文章を戸田氏の編集責任による「日本臨床心理学会 dec、日臨心デコ*メルマガ」に掲載したことによる、日本臨床心理学会への偽計業務妨害行為、及び日本臨床心理学会に対する誹謗中傷行為。

除名提案までの経過

2015年7月9日
日本臨床心理学会運営委員長
谷奥克己

■■■■ 様

〈謝罪及び配信の停止、ホームページの閉鎖について〉

この度、2015年5月10日の日本臨床心理学会運営委員会において、■■■■ 会員に対する除名処分の議題が提案されました。

具体的には、日本臨床心理学会会則の第7条の除名事項に該当するのかどうかという議論になりました。会則にある、「除名処分」第2項「本学会に対する重大な名誉棄損または、運営に対する大きな妨害」に当たるのかどうかを中心に検討致しました。

その結果、次の①②③の提案内容を7月20日までに実行された場合は、次回の第51回日本臨床心理学会総会において「■■■■ 会員の除名」の提案をしないことになりました。

以下、今までにも通知していましたが①②③の提案内容について、十分に吟味の上、御解答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ① 2014/3/22の「号外*日臨心デコ*メルマガ【会費支払い拒否で、不正な役員たちに抗議を！】以降2015年4月17日の間の「会費の『不払いで対抗』しましょう」という日本臨床心理学会への偽計業務妨害行為、及び「日本臨床心理学会 dec、日臨心デコ*メルマガ」による日本臨床心理学会に対する誹謗中傷行為についての謝罪
- ② 日本臨床心理学会前（第20期）事務局長という立場を利用し、知り得た会員の個人情報を利用して、「日本臨床心理学会 dec、日臨心デコ*メルマガ」の配信行為の停止。
- ③ 「日本臨床心理学会 dec」のホームページの閉鎖。

上記提案内容が2015年7月20日の期日までに実行されなかったため、運営委員会で■■■■ 会員の除名提案を行うことを決定した。

偽計業務妨害としての行為

2014年(平成26年)6月20日には、第21期運営委員会が発足後10か月経過しているにもかかわらず、この時期に第20期事務局長を名乗り、あたかも2014年6月20日段階の事務局長であるかのように装って、購読会員へ①の文書を郵送した。
第20期の事務局長として知りえた個人情報とその職務遂行後使用した。

①の文書を受け取った購読会員からの問い合わせがあり、②の文書の郵送料として9758円の経費を学会が負担した。

偽計業務妨害罪・虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて人の業務を妨害する罪(刑法233)。流布とは、犯人自身が公然と文書、口頭で伝達するほか、口伝えに噂として流す行為も含む。偽計とは人を欺罔、誘惑し、あるいは人の錯誤、不知を利用する違法な手段をいう。(ブリタニカ国際大百科事典より)

①

日本臨床心理学会 購読会員各位

『臨床心理学研究』51巻2号掲載記事の 著作権侵害につきまして

日頃、日本臨床心理学会の活動へのご理解を賜り、まことにありがとうございます。

平成26年4月上旬に、貴機関にご送付しました本学会機関誌『臨床心理学研究』51巻2号掲載記事内に著作権侵害が指摘されました。つきましては、貴機関におかれましては、当該51巻2号の登録および配架・貸出等の停止措置をお願い申し上げます。

なお当該号と前51巻1号は共に、公正を欠く選出手続きの強行により自ら「第21期運営委員会」と称す人々が編集を行い、元原稿無断改稿と客観的事実に違背した論述が各所複数に渡り成されています。この事態を看過するに堪えず、實川幹朗20期編集委員長と当方より、自称「21期」執行部に対し度重ねての改善要請を申入れました。要請趣旨は以下です。

1) 当該号回収・2) 著作権侵害のない同巻号再発行・3) 前2項が完遂されるまで26年度会費徴収を拒置く。しかし、「21期」を称する人々は上記要請に向き合うことなく無回答無作為を以て拒絶の姿勢を維持し続けており、やむなく本状のご報告に至りました。

昨年8月10日に行われた不正選挙の概要および当該巻号に於ける著作権侵害内容の詳細は「日本臨床心理学会dec」のホームページをご参照ください。

平成26年6月20日

日本臨床心理学会 第20期事務局長 戸田游晏氏
<http://nichirinshin-o.sakura.ne.jp/wordpress/>

②

購読会員各位

梅雨の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日本臨床心理学会第20期事務局長戸田游晏の署名で6月20日付け「日本臨床心理学会 購読会員各位『臨床心理学研究』51巻2号掲載の著作権侵害につきまして」との同封の文書が送付されたものと存じます。

戸田游晏氏は、現在(第21期)の当学会の運営には一切携わっておりません。本学会としては、今回の戸田游晏氏の個人的な見解をあたかも本学会の公式見解であるかのように通知する行為を許称行為と問題視し、法的な対応を含め対処方法を弁護士と相談しているところです。

戸田游晏氏は当学会会員とはいえ、購読会員の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを、ここに謹んでお詫び申し上げます。

2014年6月23日

日本臨床心理学会

第21期運営委員長

谷奥克己